

# 成逸まちづくり推進委員会会則

## 第1条 (名称)

本会は「成逸まちづくり推進委員会」と称する。

## 第2条 (目的)

本会は、健康で明るく住みよいまちづくりの推進をめざす成逸住民福祉協議会のもと、成逸学区に住み、働き、訪れる、だれにとってもこちよいまちを維持、発展させることを活動の目的とする。

## 第3条 (活動)

本会は前条の目的の達成のため、次の活動を行う。

- 1 学習会・研究会・見学会の開催
- 2 学区民への広報紙、インターネットなどによる情報の提供
- 3 学区のまちづくりの推進に向けての調査・研究
- 4 その他、目的達成に必要な活動

## 第4条 (委員)

本会は、次の委員によって構成する。

- 1 成逸住民福祉協議会役員及びその構成各種団体の長
- 2 その他本役員会で承認を得た者

## 第5条 (役員)

1. 本会に次の役員をおく。

- |   |      |     |
|---|------|-----|
| 1 | 委員長  | 1名  |
| 2 | 副委員長 | 若干名 |
| 3 | 総務   | 若干名 |
| 4 | 広報   | 若干名 |
| 5 | 会計   | 1名  |
| 6 | 監査   | 1名  |

2. その他、必要に応じて、専門的なアドバイスを行う専門委員をおくことができる。

3. 委員長は成逸住民福祉協議会の会長が就き、他の役員及び専門委員は委員長が委嘱する。

4. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

5. 各役員の任期満了後も、後任者就任までは、前任者がその任務を行う。

## 第6条 (役員の職務)

1. 委員長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

3. 総務は庶務及び書記にあたる。

4. 広報は本会の広報を担当する。
5. 会計は本会の会計事務を処理する。
6. 監査は本会の会計事務の監査にあたる。

#### 第7条 (会議)

1. 会議は委員総会及び役員会とする。
2. 会議の議長は委員長がこれにあたる。ただし、委員長以外のものをもってこれにあてることができる。
3. 会議において、委員長が必要と認めるものあるときは、このものを招請することができる。
4. 会議の議事は、委任状を含む出席者の過半数の賛同を得て決する。

#### 第8条 (委員総会)

1. 本会は、毎年1回委員総会を開き、委員長が必要であると認める時は臨時委員総会を開くことができる。
2. 委員総会は、委員長が招集する。
3. 委員総会に付議すべき事項は、事業報告、決算・監査報告、予算などのほか、委員長が委員総会に付すべきと判断した事項とする。

#### 第9条 (役員会)

本会は第5条の定める役員で役員会を構成し、委員長が招集する。

#### 第10条 (会計)

本会の経費は、成逸住民福祉協議会の助成金、その他の収入をもって充てる。

#### 第11条 (事業及び会計年度)

本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第12条 (会則の改定)

本会の会則は、委員総会の承認を得て改正することができる。

#### 第13条 (補則)

この会則に定めのない事項については、役員会の協議により定める。

付則 この会則は平成19年4月1日より施行する。